

# 英真学園高等学校いじめ防止基本方針

英真学園高等学校

令和6年4月1日

## 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。そこで、いじめから一人でも多くの生徒を救うには教職員および生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、全校生徒が安心かつ安全に有意義で充実した学校生活を送ることができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制の整備を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に対応して解決するための「英真学園高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行なう心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 具体例

- \* 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視
- \* ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3. いじめ防止のための基本姿勢

いじめが生まれる背景を踏まえ、生徒の日々の学校生活を把握し、いじめの未然防止ができるよう留意する。そのための取り組みとして生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるための居場所作りを推進していき、集団の一員であることの自覚を育む。

教員は常に生徒の変化に気を配り、万一いじめが発生したときは毅然とした態度で望まなければならない。そして、いじめを助長するような不適切な認識や言動等、指導方法に注意を払うための研修を行なう。

## 4. 未然防止および早期発見のための年間計画

些細な兆候でもいじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は傾聴する。また、教職員が行為を発見・傾聴した場合は直ちに担任、学年主任に報告する。学年会議では意見交換を活発に行ない、情報の共有をする。

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取り組みを体系的また計画的に行なう。全部署と連携を取り包括的な取り組みをし、指導や研修の年間計画を定める

年間計画

	第3学年	第2学年	第1学年
4月	指導方針・指導計画の策定		
	オリエンテーション 人権HR	オリエンテーション 自己分析 スマホ安全教室	オリエンテーション スマホ安全教室 ポレポレHR
5月	いじめ防止対策委員会・アンケート実施		
	就職・進路ガイダンス 学園祭HR 18歳選挙権模擬投票	鉄道警察防犯教室 人権HR 学園祭HR	交通安全教室 薬物乱用防止教室 学園祭HR
6月	いじめ防止対策委員会, アンケート分析, 学園祭		
	就職・進路ガイダンス 学園祭HR 薬物乱用防止教室	進路ガイダンス 学園祭HR	学園祭HR 自己分析 人権HR
7月			
8月			
9月	体育祭		
	体育祭HR 校外学習HR 共生①	体育祭HR 校外学習HR	体育祭HR 校外学習HR
10月	いじめ防止対策委員会・アンケート実施		
	校外学習HR 共生②	校外学習HR 教育旅行HR	共生①②③ 校外学習HR
11月	いじめ防止対策委員会, アンケート分析		
	防災学習 人権HR 時の輝きHR	人権HR 教育旅行HR 時の輝きHR	自己分析 防災学習 時の輝きHR
12月			
1月	社会人準備講座	教育旅行(振り返り) 防災学習 社会人準備講座	人権HR 車椅子体験 社会理解
2月	人権HR(卒業講話)	大学授業体験	進路フォーラム
3月	いじめ防止対策委員会, アンケートの実施と分析, 年度総括 入学前個人相談(高校生活説明会の後に実施)		

5. いじめ事象への対応

生徒間のいじめがあることが確認された場合、教職員は直ちに被害生徒の人権が守られるように配慮し、その後の学校生活が健全に送れるよう可能な限りの方策を考え、実行していくことが必要である。また、加害生徒に対しても十分に人権を考慮しつつ深い反省を促し同じ過ちを繰り返さないことへの指導を強化することが必要である。

いじめられた生徒や保護者に対しては落ち着いて教育を受けることができる環境の確保といじめへの不安が解消できるよう支援する。

いじめた生徒へは事実関係の確認、自身の行為の責任の自覚を促すとともに再発防止の指導も行なう。事実関係確認後は保護者と連携し協力を求めるとともに継続的な助言を行なう。

周りの生徒への働きかけとしていじめにかかわった生徒には事実確認とともに受けた側の立場になって考えさせ、行動の変容につなげる。同調やはやしたてている「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」に対しては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。また、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるので全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず知らせる」ということを生徒に徹底して伝える。

ネット上の不適切な書き込みについては、問題箇所の確認を行なった上で関係生徒からの事実確認とケアなど必要な措置を行なう。

重大事態が発生した場合は直ちに理事長・校長が知事に報告する。いじめ防止対策推進法に基づき報告および処置をする。

## 6. その他

いかなるいじめやいじめの兆候も見逃すことがないように、全教職員が常に授業中だけでなく休み時間やクラブ活動中にも生徒の様子に目を配る。さらに家庭や地域とも連携して組織的に生徒の指導に取り組む。

## 7. 組織の名称および構成員

いじめ防止を目的とした組織名称と構成員は次の通りである。

組織名称・・・いじめ防止対策委員会

委員長・・・校長

委員・・・教頭、人権教育推進委員長、生徒指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任  
また1から6までの項目について以下の通りの体制で臨む。

